

序章 はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、デジタル化、キャッシュレス化*、MaaS*、AIデマンド型運行*、自動運転など、公共交通に関連する新たな仕組みや技術の実装が進み、運行の効率化、新たな需要喚起、利便性の向上などに大きな期待が寄せられています。

一方で、人口減少や自家用車への依存から公共交通の利用者は減少傾向にあり、新型コロナウイルスの蔓延は人々の生活に大きな変化をもたらし、外出自粛や在宅ワーク・オンライン化が進んだ結果、公共交通の利用者は激減しました。世界は日常を取り戻しつつありますが、公共交通の利用者はコロナ禍前の7～8割程度までしか回復しておらず、今後も完全には元には戻らないと予想されています。このような利用者激減による減収に加え、運転士不足、燃料費の高騰などから、交通事業者の運営努力だけでは公共交通を維持することが難しくなっています。

交通安全の観点から高齢者の自動車運転免許の自主返納が注目を集める中、自動車運転免許の返納後の生活への不安から返納を躊躇することも少なくありません。公共交通は、高齢者はもちろん、全ての世代の市民が自立した生活を営む上で欠かせない移動手段として、暮らしを支える社会基盤の一つとして維持、充実を図る必要があります。

平成25（2013）年に「交通政策基本法*」、平成26（2014）年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律*」が施行され、本市は平成29（2017）年に「下松市地域公共交通網形成計画」を策定しました。令和2（2020）年には「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等一部を改正する法律*」が施行され、まちづくりと連携した地域公共交通のネットワーク形成、地域における輸送資源*の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供を確保すること等が求められています。

以上のような背景を踏まえ、将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指す公共交通政策のマスタープランとして、関係者と連携し具体的な施策を推進するための「下松市地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の区域

本計画の区域は下松市全域とします。

3 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。